

資料 4



「柏市老人福祉センター条例」及び「柏市老人福祉センター条例施行規則」の改正案骨子

令和 7 年 8 月

柏市 健康医療部 高齢者支援課



老人福祉センターの概要



老人福祉センターとは？

老人福祉法第5条の3，第15条5項及び第20条の7に規定されており，高齢者の健康で充実した生活を送れるよう健康相談や趣味の活動などを通じ，生きがいつくりの場を提供する施設です。現在，柏市の条例上では，原則**市内在住60歳以上の方のみ**利用可能です。

市内老人福祉センター一覧

現在，市内には老人福祉センターが3館あります。

施設名	所在地	開所年月日
柏寿荘	船戸山高野535	昭和49年8月5日 ※令和8年度に改修工事完了予定
南部老人福祉センター「かたくりの里」	藤心293-1	平成5年11月11日
沼南老人福祉センター「いこい荘」	塚崎1356	昭和59年4月1日

条例及び施行規則改正の経緯

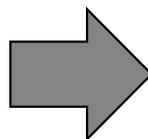


老人福祉センターの課題

課題

①

老人福祉法制定より60年が経過し、生活の多様化、活動の場や相談先の増加、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴い**利用者数が減少傾向**。また、60歳以上のみという限定的な利用形態で閉鎖的な空間となっている。今後さらに高齢化が進む中、地域包括ケアシステムの推進、**地域共生社会の実現**に向け、老人福祉センターを有効に活用したい。

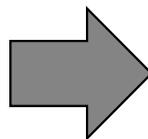


多世代が利用可能な通いの場となることで**介護予防の効果**を高め、且つ老人福祉法第20条の7に規定される「**健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与**すること」の目的も達成されることから、**60歳以上に限らない利用形態**となるのがふさわしい。

課題

②

施設の老朽化に伴い、**修繕が都度発生**しており、今後も発生が見込まれる。また、昨今の社会情勢に伴い**人件費や物価の高騰が進んでいる**状況だが、老人福祉センターが「無料又は低額な料金」とされていることから現在施設使用料は徴収していない。
(設備利用料として陶芸窯のみ利用料徴収)



限られた指定管理料のみでは運営が厳しく、また利益を受ける者が施設利用者に特定されることから、未利用者との公平性に鑑み、受益者負担の原則に基づき、特定のサービスにおいて**一部使用料を徴収**することがふさわしい。



改正内容の方向性

改正内容

1. 60歳未満及び市外の方も利用できるようにします。

地域共生社会の実現に向け、世代間交流を図る場となれるようにし、高齢者の介護予防、ひいては健康寿命の延伸につなげることを目指します。

2. 開館時間及び開館日の変更を検討します。

世代間交流を促進するにあたり、生活リズムが多様化していることから、様々な方が老人福祉センターへ足を運んでいただけるよう、開館時間及び開館日の変更を検討します。

3. お風呂利用及び貸室の占有に対し料金を徴収します。

昨今の社会情勢を鑑みると、人件費の上昇や物価高騰により施設運営に係るコストが大幅に増加していること、またそれらの経費を税ですべて賄うことは、施設を利用しない方との不公平が生じることから、入浴や貸室の占有などの特定のサービスについて料金を徴収します。
ただし、老人福祉センターは老人福祉法上、無料又は低額で利用できる施設と定められていることから、高齢者の料金徴収については低額となるよう配慮します。

令和9年4月1日施行を目指し、改正案についてパブリックコメントにより皆様から意見を募集します。

条例改正までのスケジュール



スケジュール予定

期間	実施内容
令和7年〇月〇日～〇月〇日	条例改正案に係るパブリックコメントの実施
令和7年〇月頃	パブリックコメント実施結果の公開
令和8年3月	令和8年第1回定例会にて条例改正案の議案を提出
令和9年4月1日	条例施行

パブリックコメントの提出

市のホームページや、近隣センターなど各種公共施設に資料を公開しております。ご意見等がある場合には、記入用紙に必要事項を記入のうえご提出ください。詳細な内容や提出方法等については、市のホームページ又は配架している資料よりご確認ください。

問い合わせ：柏市役所健康医療部高齢者支援課 04-7168-1996